

奨学金の返還促進に関する有識者会議設置要綱

平成 19 年 10 月 3 日

理 事 長 裁 定

(目的及び設置)

第 1 条 『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)を踏まえ、次期中期目標・中期計画を見据えた奨学金回収強化策及び関連事項について検討を行うため、奨学金の返還促進に関する有識者会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(組織及び任期)

第 2 条 委員は、奨学金貸与事業に関して識見を有する学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等の中から、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成 20 年度末までとする。

(審議事項)

第 3 条 会議は次の事項について審議する。

- (1) 延滞状況の原因分析を踏まえ、奨学金の回収強化のための効果的な回収方策の検討・策定(民間委託の望ましいあり方を含む)
- (2) 回収目標の検討・策定
- (3) その他、次期中期目標・中期計画期間中に取り組む回収方策についての検討

(運営)

第 4 条 座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事録の公開)

第 5 条 会議は、会議の議事録を公開するものとする。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、奨学事業部奨学事業計画課の協力を得つつ、政策企画部総合計画課が処理する。

(その他)

第 7 条

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 3 日から施行する。